決裁	理事長	局長	次長	課長	副課長	主幹	副主幹	係
	○							

（伺）下記のとおり支給してよろしいか。

共済記入欄		
	起案日	/
	初回支給日	/
	決定額	円

育児休業手当金 休業中支給分 変更 請求書

下記のとおり請求します。
兵庫県市町村職員共済組合理事長　様

請求日	令和 5 年 7 月 1 日										
組合員証記号番号	所属所			企業		番号					
	2	6	6		0			1	1	0	5

※育児休業期間に変更がある場合でも、育児休業手当金の請求期間に変更がない場合は、この請求書の提出は不要です。

所属所名	○○市	組合員氏名	兵庫　秋子	種別	雇用保険加入状況　有・無
子の氏名	兵庫　一子	標準報酬の月額	令和 3 年 9 月～ 19 等級 320,000 円	該当するものに必ず○をしてください。	請求区分　新規・変更
生年月日	令和 4 年 1 月 14 日				変更事由　延長・復職・退職

育児休業の初日	令和 4 年 3 月 12 日	育児休業の末日	令和 4 年 12 月 20 日
変更後の育児休業の初日	令和 4 年 3 月 12 日	変更後の育児休業の末日	令和 4 年 12 月 30 日
パパママ育休プラス制度に該当の場合	配偶者 氏名	配偶者の育児休業の初日	令和　年　月　日
		配偶者の育児休業の末日	令和　年　月　日

当初の全期間／変更後の全期間（ともに実際の育児休業の期間です。）

変更後の育休末日か子の1歳の誕生日前日のいずれか早い方を記入してください。

請求期間			
	令和 4 年 3 月 12 日から		
	令和 4 年 12 月 30 日まで		
各月休業日数及び請求金額	3 月分	14 日	136,472 円
	4 月分	21 日	204,708 円
	5 月分	22 日	214,456 円
	6 月分	22 日	214,456 円
	7 月分	21 日	204,708 円
	8 月分	23 日	224,204 円
	9 月分	22 日	172,415 円
	10 月分	21 日	152,775 円
	11 月分	22 日	160,050 円
	12 月分	22 日	160,050 円
	月分	日	円
	月分	日	円
	合計	210 日	1,844,294 円

支給額の計算

標準報酬の月額　標準報酬の日額
320,000円×1／22＝　14,550円（10円未満四捨五入）…Ⓐ

【180日（土日含む）までの期間】

給付日額
Ⓐ×67／100　＝　9,748円（円未満切り捨て）…Ⓑ
雇用保険法による給付上限額…14,097円…Ⓒ

支給日数(土日除く)
Ⓑ又はⒸの低い方×　128日＝　1,247,744円…Ⓕ

【181日（土日含む）以降の期間】

給付日額
Ⓐ×50／100　＝　7,275円（円未満切り捨て）…Ⓓ
雇用保険法による給付上限額…10,520円…Ⓔ

支給日数(土日除く)
Ⓓ又はⒺの低い方×　82日＝　596,550円…Ⓖ

給付額
Ⓕ＋Ⓖ＝　1,844,294円

報酬の支給状況

令和 4 年 3 月 12 日から令和 4 年 12 月 30 日まで勤務しない期間の報酬（各種手当含む）について、以下のとおり相違ありません。

☐ 支給あり　☑ 支給なし

※支給ありの場合は「報酬支給額証明書」を添付してください。

令和 5 年 7 月 1 日
所属機関の長又は給与事務担当者　職名 総務課人事係　氏名 三宮　市子

上記の記載事項は、事実と相違ないことを確認しました。

令和 5 年 7 月 1 日
所属所長　職名 ○○市長　氏名 保健　次郎

共済組合受付印

日数、金額とも必ず記入してください。

1　太線の中を記入してください。（ただし、▭部分は記入しないでください。）
2　この請求書提出後、育児休業期間に変更等があった場合は、速やかに育児休業手当金変更請求書と育児休業掛金免除申出書を提出してください。
育児休業期間中に、新たに報酬(各種手当含む)の支給があった場合は、「報酬支給額証明書」を提出してください。
3　当該育児休業に係る子が１歳に達した時点で、総務省令に定める各育児休業手当金支給期間延長事由に該当し、延長請求される場合は、「育児休業手当金（総務省令該当に伴う延長分）請求書」で請求してください。
4　当該育児休業に係る子が１歳に達する日以前のいずれかの日において組合員の配偶者が当該子に係る育児休業を取得していることにより、当該子が１歳に達した日後も育児休業手当金を受けることができる場合（パパママ育休プラス）は、配偶者氏名及び配偶者の育児休業期間を記入の上、以下の書類を添付してください。
① 組合員の配偶者であることが確認できる書類(住民票の写し等)
② 組合員の配偶者が当該育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしていることが確認できる書類
（育児休業取扱通知書の写し（雇用保険加入者が取得）又は育児休業に関する所属機関の長の証明書の写し（共済組合加入者が取得））
5　初回請求又は復職後再請求時に「雇用保険加入状況」が「有」の場合は、育児休業給付受給資格否認通知書の写しを必ず添付してください。

育児休業期間中に新たに報酬（各種手当含む）の支給があった場合は「報酬支給額証明書」を提出してください。